

令和6年度Instagram埼玉県公式アカウント運用等業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和6年度Instagram埼玉県公式アカウント運用等業務

2 委託業務の目的

本業務は、県の情報に触れる機会の少ない若年層に向けて、県政情報や本県の魅力等を効果的に発信するため、Instagram埼玉県公式アカウント（@saitama_pref_official、以下同）の運用等を実施する。

3 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 委託内容

（1）共通項目

- ・ 本業務の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。
- ・ 受託者は、委託者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないよう必要な人員を配置すること。
- ・ 本業務の主要なターゲットは20～30歳代の若者とし、ターゲット層が興味・関心を持つ投稿記事を作成・投稿すること。
- ・ 独自に提案した企画については、委託者と相談の上、誠実に実施すること。

（2）Instagram埼玉県公式アカウント運用

①投稿記事の作成・投稿

ア 企画案の作成

- ・ 委託者と企画会議を行い、1か月間の投稿の企画案を作成すること。
- ・ 企画案は投稿月の前月15日までに委託者の承認を得ること。（ただし、令和6年4月分の投稿については、契約後、速やかに企画会議等を行い、企画案を作成すること。）なお、実際に投稿するまでの間は、委託者の承認を得て、または委託者からの指示に基づいて企画案を柔軟に変更できるものとする。
- ・ 企画案の作成にあたっては、投稿数の多いハッシュタグを調査するなど、多くの閲覧が見込めるように工夫すること。

イ 投稿内容の作成

- ・ 投稿は、週3回程度とする。
- ・ 県広報紙「彩の国だより」、県政広報テレビ番組「いまドキッ！埼玉」で取り上げる情報を参考に、県政情報及び埼玉の魅力のPRにつながる画像や記事等を作成すること。
- ・ 随時、フォロワー数やエンゲージメント数を増やすための工夫をすること。

ウ Instagramへの投稿

- ・ 令和6年4月から令和7年3月の1年間とする。
- ・ ターゲット層のより多くの方が閲覧しやすい曜日や時間帯に行うこと。

②月次報告・分析

- ・ 原則として企画案の提出と同時期に前月投稿分の実績を報告し、翌月以降の投

稿の参考となるよう助言すること。

- ・月次報告を行う際は、投稿内容に関する報告のほか、フォロワーの属性やインプレッション数、リーチ数、エンゲージメント数等を分析し、投稿による効果を検証すること。

③業務運営体制

- ・本業務の実施にあたっては、実績のあるインスタグラマー等が運用、投稿等するとともに、SNS等に知見を有する専門家等が必要に応じてデジタル広報全般に対してサポート・助言できる体制を提供すること。
- ・デザイナー、イラストレーター、カメラマン等については、別途県と協議し、業務を円滑に進めるための体制を整えるものとする。

④実施結果報告書

- ・受託者は、委託者へ業務完了報告書を提出する際に、これに併せてインスタグラム埼玉県公式アカウント運用の具体的内容及び成果、効果検証及び今後の課題等について記載した実施結果報告書を作成し提出すること。

(3) 職員によるアカウント運用への支援

令和7年度以降に県公式アカウントを運用する職員の運用力の向上に向けた支援を実施し、庁内他部署の個別アカウントの運用に資するマニュアルを作成すること。

(4) 埼玉県広報アンバサダーの募集・選考の支援

さまざまなジャンル（県外や海外をターゲットしたものを含む）の埼玉県広報アンバサダーの獲得策と絡めた募集・選考の支援を実施すること。

(5) その他必要と思われる事項（なりすましの発生等危機管理対応など）

5 成果品等の権利

委託業務により作成された成果品及びイラスト、撮影された写真等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りでない。受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。

6 留意事項

詳細は、委託契約時に定めるものとする。

(1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として

埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(4) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物(以下、「既存著作物」という。)が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(7) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の加工を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

7 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。